

地縁による団体（町会）の法人化の手続きについて

◆地縁による団体（町会）の法人格取得には、法人認可申請することの町会の総意および市長の認可が必要です。

【1】地縁による団体（町会）の法人認可申請をする場合は、町会の総会で次の2項目についての承認を得ることが必要です。

- (1) 町会が法人格を取得すること。
- (2) 法人として管理運営に必要な規約を作成（改正）すること。

【2】町会の法人認可の申請は、町会の代表者（町会長）が、地方自治法施行規則第18条に定める「認可申請書」に次の書類を添え、市長に対し行ってください。

(1) 規約

次の項目は、規約に必ず記載してください。（地方自治法（以下「法」という）第260条の2第3項）

- ① **目的** 町会の権利能力の範囲を明確にする程度に活動内容を具体的に定めること。
- ② **名称** 地方自治法上は、特に制約はありません。ただし、他の法令において名称独占規定がある場合を除く。
- ③ **区域** 町・字・地番・住居表示・公道、用水等恒久的な施設により区域を画する等によって構成員および区域外の住民にとっても容易にその区域が認識できようように定めること。（法第260条の2第2項第2号）
- ④ **主たる事務所の所在地** 町会の主たる事務所の所在地を定めること。
- ⑤ **構成員の資格に関する事項**
「区域に住所を有する個人がすべて町会の構成員となり得ること（法第260条の2第2項第3号）」及び「当該町会は正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない（法第260条の2第7項）」ことを定めること。
- ⑥ **代表者に関する事項** 代表者の選出方法、任期、代表者の権限、代表者に委任する事務等を定めること。
- ⑦ **会議に関する事項** 町会の通常総会および臨時総会の招集方法、議決方法及び議決事項を定めること。
- ⑧ **資産に関する事項** 資産（固定資産、流動資産を問わない）の構成及び取得、処分並びに経費の支弁等その管理について定めること。

(2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

認可申請することについて議決した町会の総会の議事録の写し
(議長、議事録署名人、町会長の署名または記名押印のあるもの)

(3) 構成員(会員)の名簿

構成員全員の住所および氏名を記載してください。
世帯主だけではなく、各世帯の全員を記載してください。
賛助会員がいる場合は、会員の後に続けて記載してください。

(4) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

(一般的には総会に提出した前年度事業活動報告書の内容で十分です。)

(5) 申請者が代表者であることを証する書類

申請者を代表者(町会長)に選出した総会の議事録の写し(議長、議事録署名人の署名または記名押印のあるもの)と町会長(申請者)の承諾書(署名または記名押印のあるもの)が必要です。

(6) 区域図

住宅明細図等で町会の区域を表示した区域図を添付してください。

■認可申請書類に基づき審査を行い、要件が充たされて適正であれば、市長認可(市公報に告示)によって法人となります。法務局への法人届出等の行為は必要ありません。その他、規約の目的の範囲内で法人として権利能力(法律上の権利義務)有します。

■市長が認可したときは、その旨及び次に掲げる事項について告示します。

- ①名称、②規約に定める目的、③区域、④主たる事務所、⑤代表者の氏名および住所、⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無、⑦代理人の有無、⑧規約に定めた解散の事由、⑨認可年月日

※認可地縁団体は、告示された事項に変更があったときは、市長に届出が必要です。

■法人格を得た地縁団体(町会)の不動産の所有権移転登記等は、一般の法人の不動産登記手続きと同じく、法務局(登記所)において処理することになります。